

## 健診等内容表

区分		内容		
特定保健指導※1	動機付け支援	支援形態	原則1回の面接による支援実施。支援形態は、1人20分以上の個別支援（情報通信技術を活用した遠隔面接はおおむね30分以上）、又は1グループ（おおむね8名以下）当たりおおむね80分以上のグループ支援（情報通信技術を活用した遠隔面接はおおむね90分以上）	
		終了時評価の形態	初回支援を終了し3か月以上経過後、面接又は通信により実施する。	
	積極的支援	初回面接の形態		動機付け支援の支援形態と同様とする。
		3ヶ月以上の継続的な支援	実施ポイント数	「標準的な健診・保健指導プログラム」に定めるポイント数が、180ポイント以上かつ、支援Aで160ポイント以上、支援Bで20ポイント以上、もしくは支援Aのみで180ポイント以上。
			主な実施形態	個別、グループ、電話、メール支援を効果的に活用して3か月以上実施する。
		終了時評価の形態		面接又は通信により実施する。

※1 医療保険者が当日初回面接の集合契約に参加している、かつ、健診・保健指導機関が当日初回面接可能な場合は、当日初回面接の集合契約を優先し、健診受診当日に、腹囲・体重、血圧、喫煙歴等の状況から特定保健指導の対象と見込まれる者に対して、把握できる情報（腹囲・体重、血圧、質問票の回答を含めた既往歴、前年度の検査結果等）をもとに、医師・保健師・管理栄養士が初回面接を行い、行動計画を暫定的に作成し、3か月以内に全ての項目の結果から医師が総合的な判断を行い、専門職が本人に電話等を用いて相談しつつ、当該行動計画を完成する方法を可能とする。

初回面接を分割実施した場合、2回目の初回面接は、対象者の健診結果や1回目の初回面接内容等に応じて実施する必要があるため、時間と人数は個別支援の「1人当たり20分以上」（情報通信技術を活用した遠隔面接はおおむね30分以上）、グループ支援の「1グループ（おおむね8名以下）当たりおおむね80分以上」（情報通信技術を活用した遠隔面接はおおむね90分以上）に留意して行う必要はなく、2回目の初回面接に引き続いて継続的な支援を実施することも可能である。

なお、当日初回面接の集合契約に参加する保健指導機関は、動機付け支援及び積極的支援両方を実施できる必要がある。

## 内 訳 書

区分		1人当たり 委託料単価 (消費税含む)	支払条件※2
特定 保健 指導 ※1	動機付け支援 (動機付け支援相当)	8,393円	・面接による支援終了後に左記金額から初回時に全額徴収する自己負担分を差し引いた保険者負担額の8/10を支払※3 残る2/10は実績評価終了後に支払
	積極的支援	18,883円	・初回時の面接による支援終了後に左記金額から初回時に全額徴収する自己負担分を差し引いた保険者負担額の4/10を支払※3 ・残る6/10(内訳としては3ヶ月以上の継続的な支援が5/10、実績評価が1/10)は実績評価終了後に支払 ・3ヶ月以上の継続的な支援実施中に脱落等により終了した場合は、左記金額から初回時に全額徴収する自己負担分を差し引いた保険者負担額の5/10に実施済みポイント数の割合を乗じた金額を支払

※1 委託料単価には、電子的標準様式データの作成に要する費用を含んだものとする。

※2 特定保健指導の各回の支払額が分割比率の関係で小数点以下の端数が生じる場合は、四捨五入により1円単位とする。

※3 初回面接を分割して実施する際、やむを得ず初回分割面接2回目が実施できなかった場合で、実施機関が、対象者に初回分割面接1回目を実施する前に初回分割面接2回目を受けるように説明しており、かつ以下のいずれかに該当する場合には、実施機関は「初回未完了」として、全額費用請求ができることとする。

(実施機関の責により実施出来なかった場合は、費用請求はできない。)

イ 初回分割面接2回目を実施する前に対象者が資格喪失した場合。

ロ 初回分割面接2回目を実施するために、電話や文書送付等の方法を用いて、対象者に複数回連絡を取ろうと試みたが、連絡がとれなかった場合。なお、実施した連絡等の事蹟は、「特定保健指導情報ファイル」の初回面接情報に記載すること。

※必要に応じて、保険者(健保組合等)に連絡し、協力を求める。

ハ 初回分割面接1回目を実施後、電話等により対象者と連絡がとれたものの、対象者が初回分割面接2回目の実施を拒否した場合。なお、この場合であっても当該電話等において、行動計画を完成させる(初回分割面接2回目を終了させる)よう試みること。また、その事蹟は、「特定保健指導情報ファイル」の初回面接情報に記載すること。